

（８）地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について（協議）

以下のとおり、R8年10月からの巡回ワゴンの運行に係る国庫補助金の申請を行う。上磯線①については実証運行期間外を申請する。

※函館運輸支局提出後、国からの指示等に伴う申請内容の軽微な修正・補正等については、事務局に一任願います。

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

北公活協第 1 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 北斗市地域公共交通活性化協議会
住 所 北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号
代 表 者 氏 名 会長 齋 藤 征 人

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日

(名称) 北斗市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
北斗市と函館市の結びつきは、経済面・生活面で強く、通勤・通学・通院等を目的とし、北斗市と函館市間の移動ニーズは高い。 広域幹線（地域幹線系統）としての道南いさりび鉄道・JR北海道・函館バス（上磯線、大野線、郊外路線）を有効活用し、北斗市から函館方面への公共交通のアクセスの強化（7～8時台に函館市内到着を可能とする速達性・利便性の向上）を図ることで、公共交通の持続性を確保しなければならない。 幹線補完旅客輸送サービス（フィーダー系統）として運行している新函館北斗駅・上磯線は、通学需要や、広域幹線（地域幹線系統）との接続強化が課題となっている。 既存の公共交通で補完できない地域については、自家用自動車以外の選択肢がタクシーのみとなっており、それを原因とした免許返納の躊躇が想定されている。免許返納後は、バスに期待する声が多く、持続可能な交通とする観点（費用と需要のバランス）での新たなフィーダー系統の運行を検討した。 以上を踏まえ、一定程度の人口が集中するも、広域幹線（地域幹線系統）・市内幹線（フィーダー系統）では補完できないエリアについて、買い物や通院といった日常生活に必要な移動を捉えた効率的な運行が可能な巡回ワゴン（運転手を含む10人乗り程度）を令和3年10月から導入しており、引き続き地域公共交通確保維持事業を活用し、新たなフィーダー系統としての運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・巡回ワゴンの1回当たりの輸送量（輸送人員÷運行回数）を2.0人とする。 （令和6年度実績：巡回ワゴンの1回当たりの輸送量1.0人） ・北斗市からの支出を8,500千円以内とする。（令和6年度実績：北斗市支出7,158千円） ※備品やバス停に係る費用の計上や10月からの巡回ワゴン路線延長に係る補助経費の増加のため昨年実績よりも増加 ・巡回ワゴンの収支率12.1%以上（第2期北斗市地域公共交通計画最終年度目標：16.9%） （令和6年度事業の実績は収支率11.68%（令和5年度事業の実績は収支率8.99%）であり目標値を達成できなかったため、路線等運行計画の見直しを行い、目標達成を目指す。）とする。 （第2期北斗市地域公共交通計画p.149参照）
(2) 事業の効果
フィーダー系統として巡回ワゴンを運行することにより、交通不便地（茂辺地、石別、三好、水無、桜岱、添山、押上、大工川、稲里、白川、細入、開発地区）に住む高齢者等の買い物や通院といった日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者等の外出機会の創出や健康増進のほか、上磯駅前商店街の活性化等にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ マップ・時刻表の作成・配布・乗り継ぎ拠点での掲示（北斗市、交通事業者） ・ 地域の需要を踏まえた路線・運行頻度の検討（北斗市、交通事業者） ・ 免許返納者に対する情報提供（北斗市） ・ わかりやすい時刻表等の作成（北斗市） （第2期北斗市地域公共交通計画p.145～147 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る巡回ワゴンについて、その運行に係る費用約 8,500 千円のうち、北斗市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価 ・ 運行事業者から提出させる利用実績資料に基づくOD調査 ・ 車内での利用者ヒアリング ・ 沿線地域住民ヒアリング
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○平成30年11月5日（第1回）

・協議会設立、役員選任、北斗市の公共交通等の現状について、市民アンケート結果（分析）について、先進自治体の事例について、新たな公共交通の基本的な考え方について協議。

○平成30年11月27日（第2回）

・新たな交通モードの検討について、新たな交通モードを持続可能とするための取組、利用促進策について協議。

○令和2年5月22日（第3回）

・委員変更等について、設置要綱改正について、役員選任、協議経過について、事業計画案・予算案について協議。

○令和2年8月26日（第4回）

・委員変更等について、設置要綱改正について、北斗市地域公共交通計画（案）の諮問について、地域公共交通調査事業の実施概要について協議。

○令和2年12月16日（第5回）

・委員変更について、役員選任、地域公共交通計画について協議。

○令和3年1月27日（第6回）

・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価及び地域公共交通計画について協議。

○令和3年2月22日（第7回）

・地域公共交通計画について協議。

○令和3年3月18日・4月23日・5月18日

・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。

○令和3年5月27日（第8回）

・巡回ワゴン運行計画について承認。

（令和3年5月27日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）

○令和3年6月23日（第9回）

・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。

（令和3年6月23日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）

○令和3年8月17日（第10回）

・巡回ワゴン実証運行（バス停デザイン等）について報告。

- 令和4年4月28日（第11回）
 - ・委員変更について、令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について、北斗市巡回ワゴン運行車両のバリアフリー要件適用除外認定（案）について承認。
 （令和4年4月28日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和4年6月21日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和4年6月28日（第12回）
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。
- 令和5年1月20日（第13回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和5年3月27日、5月16日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和5年5月23日（第14回）
 - ・委員変更について、役員の選任について、令和4年度事業報告及び決算報告について、令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について、巡回ワゴンの運行見直しについて、函館バス18系統茂辺地線の廃止に伴う対応について承認。
- 令和5年6月21日（第15回）
 - ・委員変更について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について承認。
 （令和5年6月21日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和6年1月19日（第16回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和6年6月11日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和6年6月19日（第17回）
 - ・委員変更について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。
- 令和7年1月16日（第18回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和7年6月6日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン路線延長案、新星ハイヤー深夜乗合タクシー運賃改定について協議。
- 令和7年6月17日（第19回）
 - ・委員変更について、役員の選任について、令和6年度事業報告及び決算報告について、令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が整っていることの証明書について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について、新星ハイヤー深夜乗合タクシー運賃改定について、地域公共交通計画認定申請書について、以上を報告及び承認。
- 令和7年12月26日（第20回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和8年1月21日
 - ・ワーキンググループを開催し、第2期北斗市地域公共交通計画（案）について協議。
- 令和8年1月29日（第21回）
 - ・第2期北斗市地域公共交通計画（案）について、地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請について協議。
- 令和8年6月11日
 - ・ワーキンググループを開催し、令和8年度事業計画について、巡回ワゴン利用状況について、巡回ワゴン実証運行について、新函館北斗駅・上磯線運行実績について、新函館北斗駅・上磯線ダイヤ変更について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について協議。
- 令和8年6月16日
 - ・委員変更について、令和7年度事業報告及び決算報告について、令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が整っていることの証明書について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について、地域公共交通計画認定申請書について、以上を報告及び承認。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・バス停区間別利用者数の把握
- ・収支のモニタリング・評価
- ・利用者ヒアリング
- ・沿線住民ヒアリング等

上記により、利用者等の意見把握に努め、利用者等の意見をもとに運行計画の改善を図る。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北斗市中央1丁目3番10号

(所 属) 北斗市総務部企画課企画係

(氏 名) 米川 祐貴

(電 話) 0138-73-3111 (内線237)

(e-mail) yonekawa yuki@city.hokkaido-hokuto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保 (別表7のみのみ)	基準ホで該 当する要件 (別表7のみのみ)
北斗市	株式会社新星ハイヤー	(1) 茂辺地・石別線	ゆうあい 入口	富川会館前	コープさっ ぼろ	往 20.8km 復 20.8km	94 日	188.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いざりび鉄道と富川 口駅で接続。 ・函館バスと富川会館前 で接続。	③
		(2) 上磯線①	押上	北斗市役所 商店街	上磯駅前 商店街	往 7.7km 復 7.7km	24 日	24.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いざりび鉄道と久根 別駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署 で接続。	③
		(3) 上磯線②	三好会館	上磯駅前商 店街	コープさっ ぼろ	往 9.8km 復 9.8km	49 日	49.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いざりび鉄道と上磯 駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署 で接続。	③
		(4) 大野線①	稲里	総合分庁舎 前	せせらぎ温 泉	往 7.3km 復 7.3km	100 日	100.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(5) 大野線②	長橋	せせらぎ温 泉	総合分庁 舎前	往 5.0km 復 5.0km	100 日	100.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(6) 大野線③	東開発	せせらぎ温 泉	総合分庁 舎前	往 9.7km 復 9.7km	100 日	100.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(7) 石別地区デマンド		北斗市当別 全域、三ツ 石全域		往 km 復 km	94 日	118 日			区域運行	①・②(1)	・道南いざりび鉄道と渡島 当別駅で接続。 ・函館バスとゆうあい入 口で接続。	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。